

平成30年3月

美里町教育委員会定例会議事録

平成30年3月教育委員会定例会議

日 時 平成30年3月26日(月曜日)

午後1時46分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員(5名)

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理 後 藤 眞 琴

2番 委 員 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 須 田 政 好

教育総務課課長補佐 角 田 克 江

主幹兼学校給食係長 小 南 友 里

学校教育専門指導員 岩 淵 薫

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍聴者 なし

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議事録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第43号 平成29年度美里町議会3月会議について

第 6 報告第44号 平成29年度体力・運動能力調査結果について

- 第 7 報告第 4 5 号 平成 2 9 年度生徒指導に関する報告 (2 月分)
- 第 8 報告第 4 6 号 平成 2 9 年度学習・生活習慣調査 (第 6 回) に関する報告
- 第 9 報告第 4 7 号 区域外就学について
- 第 1 0 報告第 4 8 号 指定校の変更について
- ・ 審議事項
- 第 1 1 議案第 2 4 号 美里町部活動指導員設置規則の制定について
- 第 1 2 議案第 2 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の制定について
- 第 1 3 議案第 2 6 号 美里町学校給食調理施設運営規則の制定について
- 第 1 4 議案第 2 7 号 美里町学校給食運営審議会条例施行規則の制定について
- 第 1 5 議案第 2 8 号 教育振興基本計画の策定について
- 第 1 6 議案第 2 9 号 美里町学校施設長寿命化計画の策定について
- 第 1 7 議案第 3 0 号 学校医の委嘱について
- 第 1 8 議案第 3 1 号 学校歯科医の委嘱について
- 第 1 9 議案第 3 2 号 学校薬剤師の委嘱について
- 第 2 0 議案第 3 3 号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について
- 第 2 1 議案第 3 4 号 美里町学校教育専門指導員の選任について
- 第 2 2 議案第 3 5 号 美里町青少年教育相談員の選任について
- 第 2 3 議案第 3 6 号 美里町特別支援教育専門員の選任について
- 第 2 4 議案第 3 7 号 美里町教育委員会職員の人事異動について
- ・ 協議事項
- 第 2 5 美里町教育大綱 (案) の策定について
- 第 2 6 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について (継続協議)
- ・ その他
- 第 2 7 小中学校入学式及び幼稚園入園式について
- 第 2 8 平成 3 0 年 4 月教育委員会定例会の開催日について
-

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議事録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第 4 3 号 平成 2 9 年度美里町議会 3 月会議について

第 6 報告第 4 4 号 平成 2 9 年度体力・運動能力調査結果について

・ 審議事項

第 1 1 議案第 2 4 号 美里町部活動指導員設置規則の制定について

第 1 2 議案第 2 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の制定について

第 1 3 議案第 2 6 号 美里町学校給食調理施設運営規則の制定について

第 1 4 議案第 2 7 号 美里町学校給食運営審議会条例施行規則の制定について

第 1 5 議案第 2 8 号 教育振興基本計画の策定について

第 1 6 議案第 2 9 号 美里町学校施設長寿命化計画の策定について

第 1 7 議案第 3 0 号 学校医の委嘱について

第 1 8 議案第 3 1 号 学校歯科医の委嘱について

第 1 9 議案第 3 2 号 学校薬剤師の委嘱について

第 2 0 議案第 3 3 号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について

第 2 1 議案第 3 4 号 美里町学校教育専門指導員の選任について

第 2 2 議案第 3 5 号 美里町青少年教育相談員の選任について

第 2 3 議案第 3 6 号 美里町特別支援教育専門員の選任について

・ 協議事項

第 2 5 美里町教育大綱（案）の策定について

第 2 6 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

・ その他

第 2 7 小中学校入学式及び幼稚園入園式について

第 2 8 平成 3 0 年 4 月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

・報告事項

第 7 報告第 4 5 号 平成 2 9 年度生徒指導に関する報告（ 2 月分）【秘密会】

第 8 報告第 4 6 号 平成 2 9 年度学習・生活習慣調査（第 6 回）に関する報告【秘密会】

第 9 報告第 4 7 号 区域外就学について【秘密会】

第 1 0 報告第 4 8 号 指定校の変更について【秘密会】

・審議事項

第 2 4 議案第 3 7 号 美里町教育委員会職員の仕事異動について【秘密会】

午後1時46分 開会

教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。大変おくれまして申しわけございません。ちょっと資料の不手際がございまして、大変申しわけございませんでした。

大分外の気温も上がりつつありまして、今朝テレビを見ていましたら、東京では5時半からもう花見会をやっているようでございました。こちらのほうに来るのも4月を越えて下旬ころなのかなというふうに思っておるところでございます。待ち遠しい季節となつてまいりました。

さらに、委員の皆様には、小学校、中学校、さらには幼稚園の修了式とお忙しい中をご出席いただきまして、励ましの言葉を頂戴いたしました。大変ありがとうございました。引き続き4月におきましても、今度は入学式ということになりますので、あわせてお願い申し上げたいと思っております。

それでは、本日の会議を進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成30年3月教育委員会定例会を開きます。

皆さんのお手元には議事日程がお配りされていると思いますが、この日程のとおり進めていきたいと思っておりますけれども、途中で秘密会にする方がふさわしい案件もありますので、こちらからご提案をさせていただきたいと思っております。

まず本日の出席委員ですが、5名全員でありますので委員会は成立しております。

なお、説明員として教育次長兼教育総務課長並びに教育総務課課長補佐が出席しております。また、一部の協議事項で学校教育専門指導員、それから青少年教育相談員が出席いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程 第 1 議事録署名委員の指名

教育長（大友義孝） まず、日程第1でございます。議事録署名委員の指名でございますが、今回の議事録の署名委員さんは、3番委員の留守委員さん、4番委員の千葉委員さんをお願いいたします。

日程 第 2 議事録の承認

教育長(大友義孝) 日程第2、議事録の承認でございますが、前回の議事録の承認について、事務局のほうから説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。お願いいたします。

教育総務課課長補佐(角田克江) それでは、私のほうから議事録の承認についてということで申し上げたいと思います。

委員の皆様のお手元に、1月26日に開催しました定例会の議事録と、それから2月15日に開催しました臨時会の議事録、2回分の議事録をお渡ししまして、確認をお願いいたしました。大変時間のない中での確認作業となりまして申しわけございませんでしたが、ご協力いただきまして大変ありがとうございました。

それでは、指摘のありました点につきまして、何力所か説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1月の定例会の議事録のほうになりますけれども、21ページになります。こちらは前ページから引き続きの教育次長の発言ですけれども、上から2行目から3行目にかけて、「一度給食費をいただいていますけれども、その分を再度バックするといいますが、」空白がありまして、「して返していますので」とありますが、そこにつきましては、「して」の部分と空白の部分削除いたしまして、文章といたしましては、「一度給食費をいただいていますけれども、その分を再度バックするといいますが、返していますので」と修正をお願いしたいと思います。

1月定例会の主な修正点については、以上になりまして、引き続き2月の臨時会のほうの議事録に移らせていただきます。

こちらにつきましては、13ページ目になります。須田教育次長の発言の中で、行数にしますと上から5行目になりますが、「町長のほうにやりますので」を、「町長のほうでやりますので」に修正をお願いいたします。

それから、その下です。小南主幹兼学校給食係長の発言の中で、真ん中あたりになりますが、「まず、概要なのですが、学校給食費の実施対象者」とあるのですが、こちらは「学校給食の実施対象者」と、「給食費」の「費」を削除お願いいたします。

次に、24ページ目に飛びまして、上から9行目の教育次長の発言の中で、「先生方、駆り出されますよね」の駆り出されるの「駆り」が借用のほうの「借り」になっているのですが、こちらはうまへんに区長の区の「駆り」のほうに修正をお願いいたします。

2月臨時会の修正点、主な部分については以上になります。その他の軽微なてにをは等につ

きましては、教育長、それから事務局で責任を持って修正させていただきたいと思いますので、本日この場におきまして議事録の承認をお願いしたいと思います。

以上、私のほうからの説明です。よろしくお願いします。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、ただいまの2件の議事録でございますが、委員の皆さんからここを修正すべきという部分がございますればお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでございますか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） では、2件とも今の修正部分で了承ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

報告事項

日程 第 3 行事予定の報告

教育長（大友義孝） それでは、日程第3に移ります。行事予定等の報告につきまして、進めさせていただきます。事務局のほうから、報告をお願いします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、私から、4月の行事予定について報告させていただきます。委員の皆様には、あらかじめ行事予定表を配付させていただいておりましたので、そちらに沿って説明させていただきます。

まず、4月2日月曜日ですが、町職員の辞令交付式が午前9時から中央コミュニティセンターでございます。辞令交付式が終わりまして、午後からは定例課長等会議が開催されます。また、この日は教職員の管理職、一般教職員が一齐赴任するという予定になっておりまして、翌日、4月3日は新任教職員が一齐赴任となります。

4月4日水曜日午前中になりますが、学力向上支援員、特別支援教育支援員、教員補助員の打ち合わせを南郷庁舎で行う予定です。午後からは、1時30分から南郷庁舎におきまして、平成30年度の美里町立小・中学校教職員宣誓式を開催予定です。宣誓式が終わりましてから、町内小中学校長会議を開催予定です。

それから、4月6日ですが、こちらは不動堂小学校、南郷小学校で始業式となります。

4月9日月曜日、不動堂小学校と南郷小学校を除く各小学校と小牛田中、不動堂中、南郷中

の各中学校始業式となります。午前中には町内小学校の入学式が行われます。午後には町内各中学校の入学式が行われます。後ほど、入学式に出席いただきます教育長、それから委員さんの割り当てをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

10日、町内幼稚園の入園式が開催されます。

4月12日ですが、平成30年度第1回教育長連絡会が9時から大崎合庁で開催されます。実は、この教育長連絡会は、9時からの部と10時からの部と続けて2つ会議が開催される予定になっております。午後1時30分からは、同じく大崎合同庁舎で第1回北部管内小・中学校長会議が開催されます。

それから、例年ですが、4月13日金曜日、姉妹都市のアメリカのウイノナ市から使節団が参りまして、この日は中学校を訪問するということになっております。

それから、行事予定表には書かなかったのですが、16日月曜日は、午後1時30分から中央コミュニティセンターにおきまして行政区長会議が開催されます。こちらには、教育長、教育次長が出席予定です。

4月の後半になりますが、4月25日、平成30年度市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議が1時30分から県庁で開催されまして、こちらには教育長、教育次長が出席予定です。

それから、27日金曜日ですが、平成29年度退職並びに転出入管理職教職員歓送迎会が小牛田の前原会館で開催されます。こちらには、町長、副町長、議会議長、教育民生常任委員長、教育長、教育委員、教育次長、そのほか教育委員会の職員等も出席いたします。

4月の主な行事につきましては、以上となります。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

4月の行事では入学式、入園式等もございますので、委員の皆様のご出席をまたいただかなければならないというところでございます。

行事予定で委員の皆さんからお聞きしたい点がございましたら、どうぞご発言いただいて構いませんので。

これも予定ということになってございますが、この部分からまた追加で入ってくることもありますので、その辺のところはご承知おきいただきたいと思います。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、行事予定は以上で終了ということにさせていただきます。

日程 第 4 教育長の報告

教育長（大友義孝） 次に、日程第4、教育長の報告ということでございます。

1枚物の教育長の報告、これまではちょっとした予定も含めて書いておったのですが、今のように行事予定等一覧に全部入ってきますので、そちらのほうで教育長の報告は割愛をさせていただきたいと思っております。

これまで、前回の定例会終了後から本日までの主な行事、会議等について載せてございます。2月、それから3月の部分ですけれども、ほとんどが修了式とか卒業式ということになってございました。

ただ、3月の12日の日なのですが、北部教育事務所長指導班長来庁、協議というふうに書いてございますが、これは今お配りしておりますその他のところの丸1つ目の平成30年度志教育の推進事業ということでございまして、推進地区の指定を南郷中学校区として進めたいということでございます。これは、幼稚園、それから小学校、中学校、さらには高等学校との連携を進めながらこの志教育をしていくということでございまして、これまで一切していないわけではありません。もう少し形の見えるものに今回はしていきたいということでございまして、南郷高校のほうからもいろいろと今プランを練っている最中でございまして、連携して進めていきたいというふうな内容の協議が12日にございました。それを受けまして、小学校、中学校の校長においでをいただきまして、いろいろ協議をしたところでございますが、30年度はこの推進地区指定を受けてやっていこうということになりましたので、委員の皆様にご報告を含めてこの志教育の内容についてのご案内を差し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、申請書のほうについては、時間のないところで申請したものですから、若干変わる要素もございすけれども、おおむね基本形については変わっておりませんので、そういった進め方を、取り組みをしていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、最後には、志教育の実践でございすので、成果はどうだったかということが問われることとなりますけれども、イベントみたいな報告会という形にはしたくはないので、きちんと実のあるものにしていきたいというところで、この1年頑張っていきたいというふうな校長先生方からのご意見もございましたので、つけ加えさせていただきたいと思ひます。

それから、22日には、平成29年度に1年間の長期研修で勉強されてきました先生方が3人いらっしゃいました。お二人は理科の部分での長期研修でございました。もう一方はプログラミングで、これからの情報教育にもつながっていくことになるのですけれども、そちらのほうを1年通して研修なさってきましたので、この学校だけではなくて、町内への指導体制もこれから考えていきたいというふうに思っているところでございます。そういった内容で、この長期研修の修了報告を私がいただいたところでございました。

内容的には、主な行事、会議については以上のようなことでございますが、丸の一番下のほうの英語教育の部分でございまして、こちらも平成30年度からは小学校のほうにも導入していくということでございまして、昨年、29年度からいろいろ協議をされてきて、この指導員といいますが、先生と一緒に行っていただく英語教育の指導員さんも予算をとっていただきまして、そしてこれから指導に当たっていくというふうな体制をつくり上げていただいたところでございました。

この内容については、詳細につきましては、誰がどのような日程でということを一度は決めただけですけれども、加配によります英語教育の先生方がもう1名入っていただくようなお話もけさ頂戴したところなので、中身も少し変わってきます。そこで固まり次第、委員の皆様にはお伝えを申し上げていきたいと思っておりますので、ここはこのタイトル1行だけの報告のみとさせていただきますと思います。

以上が教育長報告でございまして、ご質問ございましたらお受けいたしますが。どうでしょうか、委員の皆さん。どうぞ。

委員（成澤明子） その他のところで、平成30年度に志教育の推進事業というのを南郷中学が指定を受けるということなんですけれども、これは町が申請したのでしょうか。申請して受けることになったのでしょうか。

教育長（大友義孝） はっきり申し上げますと、これは平成23年から行ってきまして、平成24年だったと思うんですけれども、不動堂中学校区で申請をして、そしていただいた事業だったんですね。この内容については、一応計画はつくっていきます。その計画に基づいて実践をしていくことなんです、決して志教育というのは指定地区の指定がないからしないということではないと思うんです。これは、やったことを今度は波及効果を及ぼすということもありますので、それぞれ実践してきたものを発表するという場が開けるということなんです。

したがって、私の一存では申請できなかったのですが、実際取り組んでいただく小学校、中

学校の校長の意見を聞いた上で申請をさせていただいたと。ところが、年度末にもかかわらず、承認を県のほうからいただいたという内容でございます。

委員（成澤明子） これには、平成22年1月に宮城県が始めたと思うんですけども、平成23年度は不動堂学区で受けていたということで。

教育長（大友義孝） ごめんなさい、24年に。

委員（成澤明子） そして、今度、平成30年度というのは1年間なんですか。

教育長（大友義孝） はい、そうです。後藤委員、どうぞ。

委員（後藤眞琴） 県でどのぐらいの学校を予定しているのですか。

教育長（大友義孝） これは、県内でこれまで大体1カ所ぐらいずつだったんですね。平成30年度は、我が美里1つになるかもしれないです。よその地区の指定状況をちょっとまだ把握していないので、内定という段階での通知をいただいたところまでできました。

つけ加えていきますと、最初は石巻地方のほうが多く実践されておったようでございます。昨年度までは加美地域、加美町教育委員会のサイドで数年にわたって実践されてきたようでございます。

これもまだ教育委員会のほうから委員の皆様へ情報をお出ししていなかった部分なんですけど、実践事例という部分ももう出てきておりますので、これまでこういった取り組みをしてきたかという部分につきましても、委員の皆様には配付をさせていただきたいと考えております。

あわせて平成30年度、美里町の南郷中学校区ではどのように計画を練っていくかという部分も整備できましたらお示しさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

委員（後藤眞琴） それから、もう一つ。不動堂中学校ではこれの指定を受けて、子供たちにとってどのような、……

教育長（大友義孝） 効果ですか。

委員（後藤眞琴） 効果とか、影響。

教育長（大友義孝） 実践発表会に私も臨んではいなかったのですがちょっと把握はし切れなかったんですけども、確かに事例発表の結果は出ています。それで、結論を言いますと指定地区を受けなくてもやっていることが多かったんですけども、でもやっぱり指定を受けるということは気持ちの切りかえの上でも、先生方にとっては一つの励みになったと。子供たちには、それを目的にという部分についてはなかなか理解できなかったと思うんですけど、やはり子供たちにとってはこの志教育の意義という部分は伝わったのではないかなというふうに思っている

ところであります。

よろしいでしょうか。成澤委員さん、よろしいですか。もう少し情報を出せばいいんですけども。

委員（成澤明子） 情報というか、結局学校で暇ということではなくて、子供も先生もね。それで、もうきちきちにやっていて、学力、学力と今はそっちの方向に力を入れているときに、そういう研究というか、推進事業に指定された場合に、時間的な余裕とかというのが大丈夫なのかなという心配がありました。平成24年か23年に不動堂学区、不動堂校区で行われたというのも何か認識不足でよくわかりませんでしたので、なおさらそう思いました。

教育長（大友義孝） そうですか。学校の先生方たちへの今のところカリキュラムもぎちぎちの状態の中で、この志教育という部分が入るんですけども、決して今まで取り組んでいなかったということではないのですね。例えば、高校との連携といっても、実際には高校のほうから出向いていただいたりなんかして、花の植えつけの方法とか、そういった部分についても中学校では指導をいただいていたたり、幼稚園にとってみれば小学校のほうと中学校のほうと連携をしていた部分もありますので、それをわかるような形といいますか、目に見えるような形にまずしていくと。そして、その実践事例が、こういうことをやっているということで宮城県内にも伝わることになりますので、それをきちっと報告するというところになってきます。

確かに心配をおかけする点ではありますけれども、校長先生方も前向きに取り組みたいということですので、ご理解を賜りたいと思います。

大きくカリキュラムを変更してやるということではない形をとっていきたいとは思っていますので、今の体系の中で進められる部分をしたいというふうに思っております。

よろしいですか。留守委員さん。

委員（留守広行） この志教育なんですけれども、これから参観可能なものがあるのであれば、定例会のほうでご紹介いただいて、参観させていただきたいなと思うところがございます。

教育長（大友義孝） わかりました。留守委員さんのただいまのご意見、委員会としても委員さん方に出席していただけるような場面の場合はご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、志教育、日程第4の教育長の報告は以上で終了させていただきたいと思います。

日程 第 5 報告第 4 3 号 平成 2 9 年度美里町議会 3 月会議について

教育長（大友義孝） 次に、日程第 5、日程第 6 と進んでまいります。

日程第 5 のほうを進めさせていただきたいと思います。報告第 4 3 号 平成 2 9 年度美里町議会 3 月会議について、こちらのほうの説明をお願い申し上げたいと思います。教育次長、お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 教育委員会、須田です。

それでは、私のほうから、日程第 5、3 月議会の報告をさせていただきます。

今日、当日机の上に資料を配布させていただきました、その資料から説明させていただきます。

まず、それぞれ日程 2 つ、段差をつけて配付させていただきましたが、1 つは本会議のほうの日程、そして本会議の中で平成 3 0 年度の当初予算について特別委員会を設置したので、その特別委員会の日程と 2 つ入ってございます。本会議は 3 月 2 日から 3 月 2 2 日までの 2 0 日間で行いました。そして、その中で 3 月 9 日の日に特別委員会が設置されて、3 月 2 2 日までの 1 4 日間、特別委員会が開催されたという流れになります。

話の順番が前後しますけれども、3 月会議の議題となりますのは、こちらの本会議のスケジュールの日程の下にあります議案書というところに、これを開いていただきますと 3 月会議で取り上げた議案が、議案第 5 4 号というのから、ずっと次のページ、さらには次のページまで行かまして、議案第 8 4 号までございます。

これは結構いっぱいあるので一つ一つは説明できないのですが、この中では、まず条例の制定、条例の改正の議案と、それから平成 2 9 年度の教育委員会関係ですと一般会計の補正予算。それから、2 ページ目の同意第 8 号からずっとあります。これは農業委員会の委員が今回公職選挙法による選挙ではなくて、新法に伴いまして町長が推薦する人物を議会で同意を得て任命するというふうに変りました。それについて、それぞれ町長のほうで推薦された方々 1 8 名の同意の案件が載っています。そして、その後平成 3 0 年度の予算について審議をしたという形で、大きく分けますと 4 つ、条例関係、2 9 年度の補正、農業委員会委員の任命、それから 3 0 年度の当初予算についての審議というふうに分かれます。

一番時間を費やしたのが、議案第 7 8 号以下の平成 3 0 年度の一般会計外全部で 7 会計あるのですが、7 つの会計の当初予算の審議です。それを審議するために、3 月 9 日に予算審査の特別委員会を開いて、1 4 日間の会期で特別委員会が開かれたということになります。

平成 3 0 年度の予算に入ります前に、平成 2 9 年度の補正予算、あるいはその前に条例への

関係で教育委員会関連のものがございますので、説明を申し上げます。これは、既に1月の定例会、あるいは2月の定例会でもお話をしてきた内容でございます。条例につきましては、議案第55号、56号、57号で、教育委員会の関連で、学校給食費に関する条例の一部を改正する条例、それから学校給食調理施設条例、それから学校給食運営審議会条例、この3件について、1月の定例会だったと記憶しておりますが、定例会で可決いただいた内容を町長のほうから議案を出していただいているということです。この3件については、それぞれ可決されました。今回の質疑等は特になく、運営審議会の構成メンバー等についての質疑が若干あったということでございます。

それから、条例関係につきましては、教育委員会関係はそのほかございません。

次に、一般会計の補正予算につきましては、この後ろの4枚目からですが、歳出のみでございますので、歳出を掲載させていただいてございます。これにつきましても、1月の定例会の中でお話しした内容でございます。特に大きな追加につきましては、中学校再編に向けた建設用地適地選定業務の委託料2,200万円、これが追加されているところと、それ以外につきましては、これまで執行した予算の残額を減額しているという内容でございます。

条例と29年度の一般会計補正予算については、以上のとおりでございます。

次に、平成30年度の当初予算についてご説明申し上げます。

分科会の持ち方でございますが、分科会はそれぞれ各課ごとに時間を割り振られまして、委員さんとの審議の中で、それぞれ説明員が質問に対して回答するという形をとってございます。その内容が、こちらのほうにとじてあります会議録に、平成29年度美里町議会3月会議、行財政・議会活性化調査特別委員会予算審査、この中に概要がまとまっています。それぞれこの特別委員会の委員のメンバーはここにあるとおりです。それから、説明に出席した職員もここに記載しているところでございます。内容については、それぞれ後ほどごらんいただくこととしまして、ポイントだけをお話をします。

最初に申しおくれましたが、この予算審査は2つの委員会に分かれて行います。1つは、教育民生分科会で、教育、福祉、それから公衆衛生とか、あるいは水道事業、それらを含めました分科会が1つと、もう1つはそのほかの総務、企画、建設、産業関係の委員会という形で、2つに分かれています。

本委員会では、それぞれ審議が6日ほど行われましたが、その中の1日を教育委員会の日程を用意されまして、午前9時30分に開始して、午後の4時15分まで、丸一日かけて審議していただきました。

審議する内容でございますが、こちらにまた冊子を配らせていただきました。予算書とそれから実施計画書、実際はこのような冊子になっています。そこから教育委員会関係を抜粋しています。それで、総合計画実施計画書、括弧書きで「事務事業の概要」と載っているのですが、これはそれぞれ事務事業の説明、そしてそれに伴った予算がこちらのほうの一般会計歳入歳出予算事項別明細書というところに載っています。これを見ながら、それぞれ委員さんたちが協議、審議し、その都度執行部側に質問するという形で展開していきます。

今回、教育委員会で30年度に新しい事業として計上しましたのは、前々からお話ししてきました内容の繰り返しになりますが、まずこの実施計画書で説明をさせていただきますが、先ほどからの説明と重複する部分が何点あります。

実施計画書では273ページです。いじめ防止、予防対策事業ということで、教育委員会の一つの柱として、いじめ防止、不登校対策。この中に、スクールソーシャルワーカーを今年度は3人配置していくということで強化を図っています。これは、29年度の6月議会で補正予算をお願いして、7月から2人ずつ配置してきましたが、30年度は1人増員して各中学校区に1人ずつ配置するというのが29年度との違いでございます。

それから、275ページの教科書採択。こちらにつきましては、昨年度は小学校の道徳教育でございましたが、平成30年度は中学校の道徳教育の教科書、31年度から使用する中学校の道徳の教科書を選定することになります。

それから、279ページ。小学校芸術鑑賞教室事業ですが、こちらは前年度に58万円の予算をつけて、各学校をそれぞれ仙台在住のセミプロのピアノ奏者とマリンバ奏者の2人で巡回して演奏してもらいましたけれども、30年度は中学校のプラスバンドを小学校に聞かせようと。小中の交流も含めた中で、中学生の吹奏楽部が小学校で演奏するという形をとっていきたいと思っていました。小牛田中学校区では3つの小学校がありますから、仮に小牛田小学校に3校が集まってそこで小牛田中学校の吹奏楽部が演奏する、不動堂中学区であれば不動堂小学校に集まって中学生の演奏を聞く、南郷小学校であれば南郷小学校に集まって南郷中学校の演奏を聞くという形で、中学校区内の小学生の交流と、それから小中の交流と、縦と横の交流を含めて何らかの形でできないかというのを企画しています。

これにつきましては、議会の委員会から結構反発、反対の意見がありまして、交流事業としては大変素晴らしいことではあるけれどもそれはそれとして、一流の芸術、音楽に触れる機会をもう一度つくっていただきたいという話が出ました。それに対しては、本来オーケストラだったりあるいは一流の音楽家を招聘して9校を巡回して回るとなると相当の費用がかかります

ので、これから文化振興財団等の財団法人とか、あるいは仙台フィルとか、または文化庁の事業等、いろんな事業を探しながら、今後5年ぐらいの具体的な計画をこれからつくっていきたいと思っています。できるだけ安価な値段で子供たちにいい芸術を聞かせるというのを、来年度以降計画をつくっていきたい。平成30年度については、先ほどお話しした中学校の中学生の演奏を、時期的には10月ごろか、あるいは中学校の文化祭が終わった11月頃に計画していききたいという考えでございます。これは平成30年度に新たに、違った形になりますけれども取り組む芸術鑑賞事業ということになります。

それから、282ページでは、これも前々からお話ししてきましたけれども、中学生のヘルメットの着用を義務づけて、それに対しての補助金を1人当たり2,000円の単価で600人分、120万円を予定しています。

その次になりますが、293ページ。こちらにつきましては、先ほどもお話ししました小学校における英語教育指導員の配置です。これは平成30年度から新たにに取り組む事業です。これについても前々からお話ししてきた内容でございます。

それから、302ページ。部活動の支援事業ですが、こちらのほうも前々からお話ししてきましたが、部活動指導員を30年度から新たに導入していくと。今回は1人分の予算措置でございますが、今後適任者がいれば2人、3人と補正予算を組みながら増やしていきたいという考えでございます。

教育委員会関連の予算につきましては、従来からお話ししてきました以上の事業について、このように予算を計上しまして、認められているという状況でございます。

それで、この実施計画、それぞれ1つの事業に1ページずつ設けて記載しているのですが、それぞれのページの右上にページ数が書いてあります。これはコピーをとった関係で黒塗りの部分の字が見づらくて大変申しわけないのですが、この一番右上のページ数が、こちらの歳入歳出予算事項別明細書のページ数を表しています。ここのページを開いていただくと、そこにその予算が載っていますので、実施計画書と予算書はリンクしているという形で作成してございます。

これらが、平成30年度の予算として、平成29年度から変更している主な内容でございます。

あと、施政方針も配らせていただきます。教育委員会関連の内容については、12月、1月に協議していただきましたけれども、教育委員会以外の施政方針についても、町長が読み上げた内容を原稿として配らせていただきますので、後ほどごらんください。

以上が、平成29年度の補正予算と、それから条例の改正、制定、平成30年度の予算についての3月議会での審議の内容でございました。

それから、一番最初にお話しすべきでしたが、この議案に入る前に、町長の施政方針が終わった後に一般質問がございます。一般質問につきましては、2月の定例会のときにもお話ししましたように、6人の議員さんからそれぞれ質問が来まして、2月の定例会でお話しした内容で回答をしております。それぞれ各議員さんが再質問をされてきていますが、方向性は2月でお話しした内容で、それで答弁をしているという状況でございます。

以上、議会の3月会議の報告でございます。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまの報告についてご質問等ございますか。どうぞ。

委員（後藤眞琴） 質問ではないんですけども、この実施計画書、僕も気がついてはいたんですけども、大変だろうと思って言わなかったんですけども、これ僕が教育委員長を引き受けたときに、議会に出るようになって初めて見て、ああ、教育委員会でこういう事業をしているんだとそのとき初めてわかったんです。これを教育委員に、毎年できるだけ早いうちに配っていただければありがたいなと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。

委員（後藤眞琴） それから、もう一つは、これ初めてなんですけれども、齋藤さんがつくっていただいた教育民生分科会記録。これ、僕全然出たことがありませんので、こういうことが話し合われて、こういう答え方をしているんだということが、これを配っていただくとはっきり認識できるんじゃないかと思うんですよね。ですから、これもぜひ、これから配っていただければ、教育委員が教育委員会での問題について議員さんたちがこういうことを考えているというようなことを共有できるんじゃないかと思しますので、これからぜひお願いしたいと思います。

それから、この施政方針とか、多分、教育委員は見たことがないんでないかと。（「そうです、はい」の声あり）置いてはあるんですけどもね。ですから、これも、これからもよろしくお願いいたします。

教育長（大友義孝） どうもありがとうございます。貴重なご意見、賜りました。これからそのように進めさせていただきたいと思っております。

よろしいですか、この件につきましては。

では、日程第5の議会3月会議について、こちらのほうは以上で終了させていただきたいと

思います。

日程 第 6 報告第 4 4 号 平成 2 9 年度体力・運動能力調査結果について

教育長（大友義孝） それでは、日程第 6、報告第 4 4 号でございますが、その前に、その次の日程第 7 から日程第 1 0 まで、こちらは秘密会のほうに値する案件だと認識をしているところでございます。あわせて日程第 2 4 号、議案第 3 7 号の部分でございますが、こちらも秘密会に値する案件だと考えてございます。よろしければ、日程第 7 から日程第 1 0 まで及び日程第 2 4 については、その他の日程第 2 8 全てが終了後に審議をさせていただきたいと思いますが、いかがでございでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、そのように日程の順番を変更させて進めさせていただきたいと思います。

それでは、日程第 6、報告第 4 4 号 平成 2 9 年度体力・運動能力調査結果について、これから報告を求めます。では、岩淵学校教育専門指導員、報告をお願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それでは、私のほうから報告申し上げます。

お手元でございますか。よろしく申し上げます。

平成 2 9 年度の体力・運動能力調査結果がスポーツ庁から公表されましたので、それを取りまとめました。逆三角形の黒三角形が、平均よりも劣っているということになります。それから、白い三角形が平均を上回っているというようなことになります。小学生のほうはいいんですけども、中学生になった途端、黒三角形がふえるという傾向がずっとしばらく続いておりまして、中学生の体力の向上については、これからというか、これからも考えていかななくてはならないのかなというふうに思います。

それで、2 の調査結果の分析というところをごらんください。

体格も、身長・体重においては小学 5 年生は男女ともに県・全国平均を上回るほか、ほぼ同等です。逆に、中学 2 年生は、男女ともに体重が県・全国平均を上回っているんですが、身長が下回っているというようなことで、どちらかという肥満傾向の生徒が多いということになります。

それから、のところなんですけど、体力・運動能力に関して言うと、小学生は大体全国平均

並み、あるいは県平均並み、あるいは上回っているところが多くて、体がやわらかくて体幹が強いということが数値から見てとれるということです。ところが、中学生になると男女ともに多くの項目で県・全国平均を下回っております。特に、持久走、20メートルシャトルラン、立ち幅跳びで差が大きくて、持久力や瞬発力が弱いということがわかります。この傾向はここ数年続いております。中学生になると体力が落ちると。逆に、上がっている子供も実際にはいるんですね。運動部に入って体を鍛えている子供もたくさんおりますので。ただ、運動部に入らないで、その子供たちの部分で若干数値的には低迷してしまうというふうに思っています。

それで、今後の取り組みなんですが、体力・運動能力を向上させるために、日常的に体を動かす環境や運動に親しむ生活習慣の形成が大切だということはわかるんですけども、幼児期、それから小学生のうちは結構外遊びとかそういったものがなされていて比較的良いんですが、やっぱり中学生になったときにどうなのかなというところが問題です。中学校では、運動をする生徒としない生徒の二極化が見られまして、運動部に所属していない生徒の運動量を確保するための工夫が必要なのかなというふうに考えています。年1回の運動会以外にも、運動が苦手な生徒でも取り組めるような校内でのスポーツイベントを工夫するなど、運動部に所属しない生徒の体を動かす工夫が必要なのかなというふうに思います。

運動の基礎は「早寝・早起き・朝ご飯」と、そして歩くこと、走るということになるんですが、何しろ雨の日はほとんどの生徒が車で、玄関から昇降口までみたいな感じで来ますので、せめて登下校だけでも歩いて登下校させたいものだなというふうに思います。歩くことを中心とした学校、家庭、地域が一体となった体力づくりを進めていきたいものだなと。

あと、思うに、昔は遠足というのがあって、小学生でも中学生でも結構歩くんですけども、そういう行事もなくなってきているということで、やっぱり歩くこと自体が少なくなってきているのかなと。まだ運動部に入っている子は校庭を走ったりして動いているのでいいんですけども、そうでない文化部に入っている子供については、なかなかその辺、体を動かす習慣が小学生が終わった途端に途切れてしまうという傾向が見られて、ゆゆしき問題かなというふうに考えております。

なお、各小学校の段階で、肥満傾向のある子供については、養護教諭さんを中心に食事指導だとか、それから健康指導をやってもらっているんですけども、せっかく小学校で身につけたことが、今度は中学生になった途端にだめになってしまうという傾向がありますので、その辺中学校のほうの先生方にも意識していただいて、指導してもらおうとありがたいなと思っております。以上です。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。このような調査結果が出ましたということでございます。

委員さんから、この数字について分析、そして今後の取り組みまで考えていただいたわけですが、ご意見ございますか。

もしよろしければ、岩淵先生、私ちょっと確認なんですけれども、持久走の1,500メートルは秒で書いてあるんですけれども、例えば男子と女子を比較したときに女子のほうがやっぱり速いんですか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 数値ではそうですね。

教育長（大友義孝） もう明らかに、何か全国だと男子が391秒、女子が287秒ということで、100秒近く女子が速いことになるんですよ。これ、女子のほうがやっぱり速いんですかね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 速いというか、まじめに取り組んでいるからということもあるのかなと思います。

教育長（大友義孝） なるほど。それ以外の数字を見ますと、女子と男子の比較では、やはり身長も、それから反復横跳びなんかも、回数的には男子のほうが多いようなんですが、ここだけ何かちょっと気になる数字だなと。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 長距離ですので、どちらかというとも男子の筋肉質な体よりも女子の体のほうが耐える力はあるということだと思えます。瞬発力は多分男子のほうがずっとあるのかなと思えますけれども。

教育長（大友義孝） そうですか。今後の取り組みがものすごく重要だというふうに捉えざるを得ない数値結果になっていますね。

先生、これはこれから広報なんかでもお知らせすることになりますか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） はい。昨年度だけ、ちょっと載せなかったんです。それで、その前の年までは載せていましたので、もしよければこれで載せたいなというふうに考えておりますので、委員さん方の了解が得られればそのようにしたいと思います。

教育長（大友義孝） いかがですかね。数字を載せて、何か抵抗、支障ありませんでしょうかね。

委員（後藤眞琴） 特別ないんじゃないかと思えますけれども。ただ、僕も「早寝・早起き・朝ご飯」、それから歩くことは大事だと思って、ちゃんと頭ではわかっているんですけれども、実行しているかとなると、まず実行していないんですよ。ですから、単なる指導だけで子供、特に中学生は大丈夫かなと、僕だけかもしれませんが、その辺のところ、取り組みのと

ころでどういう指導をしていけば、子供たちが自分からやっぱり歩かないとだめだなという自覚ができてくるのかと。その辺のところをちょっと考えたりしています。

教育長（大友義孝） いかがでしょうかね。広報に出すということになれば、学校内はもちろん配布ということになると思うんですが、広報だと全町民ということになって、周りでも、地域でも、ああこういうふうな数字結果なんだということを見ることはできるということなんです。ただ、こういった部分、全国学力・学習状況調査とか、いろんな面は、学力の面はいつも広報には出ますけれども、体力・運動能力についてはなかなか目に触れてもよく読み込まないというのがあるのかもしれないけれども、こういった部分もお知らせするということがいいのかもわからないですね、逆にね。

広報のこと、状況を見ながらこういったことを出していくということによろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、そのような方向でいきたいと思います。

では、日程第6の報告第44号について、これで終わりにさせていただきます。

それでは、審議事項に入りますが、ここで若干休憩を挟みたいと思います。

5分ぐらい休憩を挟みまして、55分から始めさせていただきます。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時58分

教育長（大友義孝） 再開させていただきます。

では、審議事項に入ります。

審議事項

日程 第11 議案第24号 美里町部活動指導員設置規則の制定について

教育長（大友義孝） 日程第11、議案第24号 美里町部活動指導員設置規則の制定についてを議題といたします。説明をお願い申し上げます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、議案第24号について説明をします。こち

らのほうは、昨年10月、11月、12月とそれぞれ協議をしていただきまして、その内容をもとに作成をした規則でございます。これは当時協議していただいた内容と変わってはいません。

これまでの経過は、前にもお話ししましたが、宮城県が部活動外部指導員という、言いますならばコーチというんですかね。コーチのような役割の方を委嘱して学校に派遣してきました。現にそれぞれの学校で、部活動でコーチをされている方に、宮城県が部活動外部指導員という委嘱状を出して、年間予算の範囲内ということで、2万円だったり、2万5,000円だったり、多いときには3万円だったりということで、年間そのような報酬を支払って位置づけてきたのですが、その県が行ってきたもともとは国の制度なんです、その国の制度を国のほうがそれを廃止して、もう少し権限の強い、部活動の顧問にもなれる、学校の教職員の一部である、当然非常勤職員ですが、教職員の1人である部活動指導員という制度を平成29年4月1日施行で法制上に位置づけています。

それを平成30年度から全国に普及させていこうと。既に29年度も全国で数十カ所取り入れている学校がございますが、本格的に平成30年度から国としては普及させようということで始まっている内容です。

これを進めるためには、きちんとした町の規則が必要になってきます。この部活動指導員については、町が委嘱する学校の教職員の1人でございますので、このような規則を策定しているということでございます。

第1条は趣旨、今お話ししましたように、部活動指導員の任用について必要な報酬とか勤務時間、その他勤務条件等をこの規則に書きますよと。身分については、一般職の非常勤職員になります。

それから、任用については、第3条の第2項のほうにありますけれども、指導員の任用を希望する町立中学校の校長は、希望する者を教育委員会に推薦すると。そして、その中から教育委員会が適任者を任命していくと。第2項の中学校の推薦なしに、教育委員会としても独自に任命はできますが、最初の段階におきましては、それぞれの学校現場の考えを尊重しまして、中学校の校長の推薦のもとに教育委員会が任命するというふうに考えていきたいと思っております。

任命する対象の条件としては、(1)から(4)まで、第1号から第4号までのいずれかの資格を有する方です。

それから、任用期間につきましては1年で、任用した日から、その日の属する年度の3月31日までとしています。指導員は再任することができるとしています。

それから、勤務時間ですが、これも国の制度に準じて、上限は年間で210時間としています。この積算の根拠は、1日2時間を上限とする。そして、週3回まで35週ということで、210時間というのが国のほうの制限です。町としても、ここで上限をつけていきたいと思っています。

それから、公務災害等の補償、それから損害賠償の義務、解職等を第6条、第7条、第8条で記載しています。4月1日から施行するという考えです。

この規則を制定しまして、平成30年度中に最低1人は任命して、試行的になりますけれども取り組んでいきたいというふうに考えています。

これを本日議決いただきましたらば、早速公募をしまして、4月1日からの施行にしていきたいと考えています。以上です。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきましたが、この規則制定でございますので、皆さんの質問がもしございますれば承りますが。今回初めてということでございます。そして、取り組んでいくことになる、これが前提になるということでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

よろしいですか。後藤委員どうぞ。

委員（後藤眞琴） これは報酬と書いてあるんですけども、報酬の規定について何も触れていないんですけども、これで大丈夫ですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここで報酬と触れていますね。

そうすると、第5条に「勤務時間等、報酬」ですね。ここに報酬を述べなくてははいけませんね。そして、報酬については1時間当たり幾らにすると。1時間当たり1,600円で予算はとっています。これを改定する場合には、また規則で変えていくという形でしていきたいと思います。

もう一度申し上げますと、裏面の第5条の括弧のところを「(勤務時間、報酬等)」にしてください。そして、第1項、第2項、第3項に、「報酬について1時間当たり1,600円とする」というふうに定めたいと思います。第3項ですね。報酬の額を1時間当たり1,600円とすると。

教育長（大友義孝） では、ここに第3項を追記するということになりますね。

ここは、特別職と言っているから……、

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これは一般職なんです。

教育長（大友義孝） 一般職ですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ。特別職で最初つくったんですけれども、特別職だと別の条例で措置されているので、抜いたんですね。それで、一般職にしたときに戻さなかったのが、ちょっと抜けてしまいました。すみませんでした。

教育長（大友義孝） 補足の第9条で必要な事項は教育長が別に定めるの中でもないことはないけれども、でも、これはわかるようにしていたほうがいいですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、はい。

それで、この1,600円は、今、国の補助事業の単価でなっています。これはその町々によって単価が違うのも問題がありますので、国の補助単価を参酌していくとしてありますので、1,600円にすると。もし、改正がありましたら、その都度規則も変えていくというふうにしたいと思います。

教育長（大友義孝） では、ただいまの修正案ということにさせていただきます、5条に第3項を入れると。その部分に報酬を加えるということにさせていただきたいと思います。

そのほかご質問ございますか。どうぞ。

委員（留守広行） 職業の兼職というのは、特に問題はないのでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これは、身分のところにあるんですが、地方公務員法の第3条第2項に規定する一般職の非常勤職員ですので、非常勤職員については兼職は可能ですので、特に縛られることはありません。当然、これだけで生活の糧にするということは、これは不可能でしょうから、ほかの仕事も持っていて、こちらのほうに当たっていただくという考えでいます。

教育長（大友義孝） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか。なければ、一応質疑は終了させていただきます。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） 討論ございますか。ありませんね、討論。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） では、議案第24号 美里町部活動指導員設置規則の制定について、原案のとおりということに賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。それでは、議案第24号につきましては、議決されました。

日程 第 1 2 議案第 2 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の制定について

日程 第 1 3 議案第 2 6 号 美里町学校給食調理施設運営規則の制定について

日程 第 1 4 議案第 2 7 号 美里町学校給食運営審議会条例施行規則の制定について

教育長（大友義孝） それでは、次に日程第 1 2 にまいります。議案第 2 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の制定について、それから日程第 1 3、議案第 2 6 号 美里町学校給食調理施設運営規則の制定について、日程第 1 4、議案第 2 7 号 美里町学校給食運営審議会条例施行規則の制定について、この 3 つの議案なのですが、こちらは全て給食にかかわる議案となっておりますので、一括で上程させていただきまして、ご審議を賜り、後に 1 つずつ議決をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） それでは、一括上程いたしますので、まず日程第 1 2 の議案第 2 5 号から、先に説明を 1 つずつお願いしたいと思います。それで、1 つずつ今度は質問を賜りますので、そのように、まず説明をお願いしたいと思います。

主幹兼学校給食係長（小南友里） 学校給食係長をしております小南と申します。

議案第 2 5 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則について、ご説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

今回、美里町学校給食費に関する条例の施行規則を上程させていただきましたのは、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例、こちらは 3 月議会のほうで議決されましたので、こちらに関連しまして施行規則のほうを上程させていただいています。こちら、条例のほうで給食費の徴収及び給食費の納付の部分について規則で定めるということになっておりますので、その部分がこちらの規則のほうで定めをしております。特に、今回施行規則に関しましては全面改定になっております。

重要な部分なんですけれども、まず第 5 条の部分に給食費の額という部分がございます。こちらは給食費の額については、条例第 3 条第 2 項に規定する給食費の額は、次の各号に上げる月の区分に従い当該各号に定める額とするというふうに定めております。

給食費は今まで 5 月に給食費の賦課をしまして、5 月からの徴収ということでやっておりましたが、今回この規則で給食費は 4 月から給食の提供を始めるということもございますので、

4月から給食費を賦課するように変更してございます。

そして、その給食費を徴収する金額というのは、一番最後から2番目のページになるのですが、別表第1の5条関係という部分で、幼稚園に関しましては月額3,100円、小学校につきましては月額4,300円、中学校に関しましては月額5,000円となっております。この金額につきましては、現在と比較いたしますと、幼稚園は月額3,500円を徴収しておりました。小学校については、4,800円を徴収しておりました。中学校については、5,500円を徴収しておりました。今回、4月からの徴収ということになりますので、年間12回の回数で給食費を徴収することになりますので、大体500円ぐらいずつの月額の減額になっているところでございます。

また、こちら第1号の部分で、給食費の提供が5月以降になるときは、最初の給食の提供日の属する日とするというふうになっていますので、幼稚園の年少のクラスにいる子供たちに関しましては、給食の提供は5月から開始になります。4月はまだ給食の提供が始まっていませんので、幼稚園の年少に属する子供たちの給食の徴収は5月から始まることになります。ここが小学生と中学生と違う点になります。

また、給食費の額等の通知の部分でございます。こちらは7条に定めをしております。こちらは、保護者に対しまして、毎年年度当初に給食を提供する町側が、徴収金額と、それから納期限をお知らせすることになります。先ほど、額のところでも説明したとおり、こちらは4月に賦課をしまして、4月から給食費を徴収することになります。ただし、幼稚園の年少に関しましては5月提供になりますので、こちらの部分も5月に給食の提供が始まりますので、5月にこちらの給食の額及び納期限などを通知することになります。

また、14条の部分で、給食費の臨時給食の対象者ですが、児童生徒、教職員以外の者へも給食の提供をすることになってございますので、その部分を臨時給食の対象者ということでこちらに詳しく記載しております。第1号から7号まで記載してございます。この部分が、前の規則のほうでは明確でなかった部分でございましたので、今回の規則でこちらの明確化を図ってございます。

給食費の単価の部分については、5条関係の別表第2の部分でございます。こちらは、単価の部分で、幼稚園235円、小学校271円、中学校333円。こちらの金額につきましては、現在と同様の金額となっております。

以上が、議案第25号の美里町学校給食費に関する条例施行規則、全部改正なんですけれども特に重要な部分についての説明でございました。

教育長（大友義孝） 須田次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 休憩をお願いします。

教育長（大友義孝） では、休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 8 分

再開 午後 3 時 3 0 分

教育長（大友義孝） それでは、再開させていただきます。

ただいま議案第 2 5 号について説明をいただきました。あわせて、説明を先にいただきますので、議案第 2 6 号のほうの説明をお願いします。

主幹兼学校給食係長（小南友里） では、続きまして議案第 2 6 号の美里町学校給食調理施設運営規則について、ご説明させていただきたいと思います。

こちらについては、美里町学校給食調理施設条例が改正になったことに伴いまして、美里町学校給食調理施設運営規則についても全面改正になります。この部分につきましては、学校給食調理施設運営規則の改正点につきましては、学校給食調理施設運営委員会の設置についての文言などがこちらのほうにございました。そちらのほうで、今回の改正によりなくなりまして、こちらの運営規則の学校給食調理施設を何日稼働するのか、年間を通して 2 0 0 日以内で学校給食施設は稼働するということと、それから予定献立、実施献立、給食日誌の作成について、3 条の部分で栄養士がつくった予定献立等を学校給食、教育長の承認、後閲を得なければならないということで、3 条のほうに規定してございます。

また、賄い材料費の購入につきましては、第 4 条で給食用パン及び米飯は公益財団法人宮城県学校給食会から購入するものとする規定し、また賄い材料費の購入業者は、学校給食用物資取引指名願が提出された業者の中から、美里町学校給食運営審議会の答申に基づき、教育長がこれを決定するものとするということで、賄い材料費の購入についての規定をしてございます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっとまた休憩してください。

教育長（大友義孝） 休憩。

休憩 午後 3 時 3 3 分

再開 午後 3 時 3 5 分

教育長（大友義孝） それでは、再開をいたします。

小南主幹。

主幹兼学校給食係長（小南友里） ただいまの説明で、間違っただ説明をしてしまいましたので、訂正させてください。

まず、間違っただ説明をしましたのは、第 3 条の第 1 項、「栄養教諭及び栄養士は、翌月における学校給食の予定献立表を作成し、教育長の承認を受けなければならない」とございますが、こちら後関というような説明をしました。事前に教育長の承認を受けなければならないということになっております。

また、こちら後関を受ける部分なんですけれども、第 3 項の部分で、栄養士等は給食日誌を作成し、記載事項について、こちら「所長」と記載しているんですけれども、ここはすみません、「センター長」ということで。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「施設の長」のほうがいいな。

主幹兼学校給食係長（小南友里） はい。こちら「施設の長」ということで、文言の訂正……

教育次長兼教育総務課長（須田政好） もう一回休憩していいですか。

教育長（大友義孝） では、休憩します。

休憩 午後 3 時 3 8 分

再開 午後 3 時 4 2 分

教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

議案第 2 6 号について、ただいま発言の訂正がございましたが、これはよろしいですね、委員の皆さん。よろしくお願ひします。

続いて、議案第 2 7 号の美里町学校給食運営審議会条例施行規則について、説明をお願いします。

主幹兼学校給食係長（小南友里） こちらは、美里町学校給食運営審議会条例の規定により、美里町学校給食運営審議会の運営に関し、必要な事項を規則で定めるということになってござ

いますので、こちら美里町学校給食運営審議会条例の施行規則を上程させていただきました。

こちら所掌事務につきまして、条例第1条の2に規定する調査及び審議を行う事項について、次に掲げるものをいうということで、第1号から7号まで規定しております。

第1号につきましては、給食内容の調査研究に関する事。第2号に関しましては、条例第1条に規定する学校給食共同調理場等の適正かつ円滑な運営に関する事。第3号につきましては、学校給食調理施設の設備に関する事。第4号につきましては、給食費の負担金及び負担金徴収に関する事。第5号につきましては、物資の調達に関する事。第6号につきましては、給食運搬に関する事。第7号につきましては、その他教育委員会において必要と認める事としてございます。

また、審議会は、学校給食に関する教育委員会の諮問があったときは、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする第2項で規定しております。

また、こちらの庶務に関しましては、教育総務課において処理するというふうに……、失礼しました。この部分は、教育総務……、

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「課」までだね。「教育総務課において処理する」と。主幹兼学校給食係長（小南友里） 失礼しました。こちらも文言の訂正で、「教育総務課」において処理すると、「係」ではなく「課」において処理すると訂正させていただきたいと思えます。

教育長（大友義孝） よろしいですか。

では、今、議案第25号から議案第27号までの議案に対する説明をいただきました。

ここで暫時休憩させていただきます。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時48分

教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

日程第12から日程第14までを一括で今、上程させていただきました、説明を求めましたが、私の不徳のいたすところで、この議案につきましては取り下げをさせていただきたいと思えますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、議案第25号から議案第27号までの3カ件につきましては、取り下げさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続けてまいりたいと思います。

日程 第15 議案第28号 教育振興基本計画の策定について

教育長（大友義孝） 日程第15、議案第28号 教育振興基本計画の策定についてを上程いたします。説明を求めます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、第28号の議案についてご説明申し上げます。

こちらのほうにつきましても、12月の臨時会までの期間にずっと協議を重ねてきて、その後、1月、2月とパブリックコメントを実施し、2月の定例会でパブリックコメントに対する見解を審議するというをさせていただきました。パブリックコメントでは特に意見はございませんでしたので、パブリックコメントに付する段階での教育振興基本計画、この案をそのまま教育振興基本計画として策定してはいかかというところで上程をさせていただきます。

説明につきましては、前にも何度も説明していますので、省略させていただきます。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。委員の皆さんからご質問ございますか。成澤委員、どうぞ。

委員（成澤明子） 2ページです。6番の計画の構成のところ、計画の構成の最後の部分です。「本計画を検討する上で、重要となる人口減少社会の進展を取り上げます」というところ。

「進展」は何か積極的な感じがしますので、例えば「傾向」とかということではどうなんでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 6ページですかね。

委員（成澤明子） 言葉です。2ページです。

委員（後藤眞琴） 6番目の計画の構成というところです。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。そうすると、「重要となる人口減少社会を」でもいいですね。「の進展」という言葉は、3文字を取っても。

委員（後藤眞琴） これはない方がいいですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。

委員（成澤明子） では、続けていいでしょうか。

教育長（大友義孝） どうぞ。

委員（成澤明子） 5ページの（1）学力向上の文章の下から2行目です。「本町における児童生徒の「基本的・基礎的学力の習得」という目的が達成されておらず」となっていますけれども、15ページ以降で、学校教育の目標ということで学力の向上とかも入れているので、ここは「目的」というよりは「目標」のほうがよいのかなと思いましたが。

教育長（大友義孝） 続けてどうぞ。

委員（成澤明子） 8ページの一番下の説明書きのところですか。「将来にわたって児童生徒が減少する中で」というお話のところ、2行目、「障害のある児童生徒が」というところは、この言葉は3行目の「るため、障害の状態や」のところに入ったほうが、文がわかりやすいのかなと思いましたが。読んでみますね。「将来にわたって児童生徒が減少する中で、一人ひとりの個性に応じた教育が今後一層重要になってきます」。その次です。「障害のある児童生徒」を外して、「なっています。障害の有無に関わらず、共に学び教育を受けるため」で、次に入ります。「障害のある児童生徒が、障害の状態や特性、発達の程度に応じて」としたほうが、文章がわかりやすいのかなと思いましたが。

もう一ついいですか。

教育長（大友義孝） どうぞ。

委員（成澤明子） 9ページです。9ページの（6）就学前教育のところなんですが、ずっと文章の下から4行目のところ、「ウエイト」となっていますが、「ウエート」かなと思いましたが。

もう一つ。

教育長（大友義孝） はい、どうぞ。

委員（成澤明子） 11ページです。11ページの上です。表があります。その表について述べているところの3行目です。「しかし」を、これは取ったほうがいいのかかと。

委員（後藤眞琴） どこですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「再編するまでの」。

委員（成澤明子） 「中学校においては、今後も生徒数の減少が予想されることなどから、「宮城県美里町中学校再編整備計画」に示しているように、中学校の再編と合わせて施設の整備を行うこととなります」。それで、「しかし」を取ったほうが、「再編するまでの期間においては、生徒の学校生活に支障を来すことのないように」と入れるほうがつながるのかなと思いま

した。

教育長（大友義孝） そうですね、はい。

委員（成澤明子） 以上です。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。どうぞ。

委員（後藤眞琴） 僕のほうは、目標、15ページのところなんです。これは、大綱との絡み合わせのときに、説明したいと思っております。

教育長（大友義孝） はい、後で頂戴します。その分だけでいいですか、今の段階では。

委員（後藤眞琴） はい、僕は。

教育長（大友義孝） あと、千葉委員さん、留守委員さんはいいですか。

委員（千葉菜穂美） はい、大丈夫です。

委員（留守広行） ないです。

教育長（大友義孝） では、ただいまの件について、確認をとりたいと思います。

まず、2ページ目の中段、「計画の構成」のところです。一番最後のところ、「検討する上で重要となる人口減少社会の」次の「進展」を、ここは何といたしましたっけ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 取るんです。「の進展」の3文字を取って、「人口減少社会を」となります。

教育長（大友義孝） 取っていいんですよね。「人口減少社会を取り上げます」ということでいいですね。

その次に、5ページ目に参ります。中段、(1)学力向上の説明の下から2行目、ここに「目的」という字があります。「目的が達成されておらず」、これを「目標が」というふうに読みかえをすると。

委員（後藤眞琴） その点なんですけれども、15ページの第4章の目標というところで、個別分野の目標というところで、学力向上というところを見ると、これはかなり一般的なものですよね。それで、ここでは「基本的・基礎的学力の習得」と具体的になっているんですよね。ですから、その辺との絡み、関係というんですか。もうちょっとここを、どうですか成澤先生。このまんま「目標」としちゃっていいのか。

教育長（大友義孝） こっちは目標……。

委員（後藤眞琴） これは学力向上という一般的なことで、ここでは学力向上は具体的に文部科学省が調査している全国学力・学習状況調査と、かなり具体的になっているんですね。

教育長（大友義孝） ここは具体の部分をこういうふうに、それがなっていて、15ページは

もっと大きい部分でどんと出しているということだね。

委員（成澤明子） 「目標」だと、大きくなるということで、もっと。じゃあ、まあ……。基本的・基礎的学力の習得という、そういう面が達成されていないと言いたいんですよね。

教育長（大友義孝） ええ。

委員（後藤眞琴） うん、そうですね。先ほど千葉さんが辞書で調べてもらって、検討したんですけれども。

教育長（大友義孝） 「ということが達成されておらず」かな。習得。「基本的・基礎的学力の習得が……」。さて……。

委員（後藤眞琴） 「基本的・基礎的学力の習得が不十分で、課題となっています」。

委員（成澤明子） そのほうがわかりやすいですね。

教育長（大友義孝） そうか。

委員（後藤眞琴） 「本町における児童生徒の「基本的・基礎的学力の習得」が不十分で、課題となっています」。それで大丈夫ですか。今、思いついて。

教育長（大友義孝） もう一度お願いします。

委員（後藤眞琴） 「基本的・基礎的学力の習得が不十分で……」

委員（成澤明子） 「あることが、課題となっています」。

教育長（大友義孝） 「が、不十分で……」

委員（後藤眞琴） 「課題となっています」と。

教育長（大友義孝） 「不十分であることが、課題となっています」。

「基本的・基礎的学力の習得」が不十分であることが、課題となっています」でいいですか。

どうですか、次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっと待ってくださいね。「……なってしまうて、下回っていることは」……。

委員（後藤眞琴） この「不十分で」で。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「不十分で」。「あること」が、なしだね。

委員（後藤眞琴） 「あること」が要らない。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「不十分で、課題となっています」。

教育長（大友義孝） うん、なるほど。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここの「基本的・基礎的学力の習得」の括弧も、これは要らない気がしますね。あえて。

教育長（大友義孝） かぎ括弧。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ、かぎ括弧。「児童生徒の基本的・基礎的学力の習得が不十分」で、「あり」がなくて、「あり」。「不十分であり、課題となっています」ですね。

教育長（大友義孝） 「不十分であり、課題となっています」、はい。

じゃあ、もう一度読み上げますね。

まず、このかぎ括弧2つを取るということで、「本町における児童生徒の基本的・基礎的学力の習得が不十分であり、課題となっています」でよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） では、続きまして、次は9ページに飛ぶのかな。9ページに飛びますね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 8ページですね。8ページの一番下から4行。

教育長（大友義孝） ごめんなさい、8ページですね。8ページ、下の4行目から読み上げますね。「将来にわたって児童生徒が減少する中で、一人ひとりの個性に応じた教育が今後一層重要になってきます。障害の有無に関わらず、共に学び教育を受けるため、障害のある児童生徒が、障害の状態や特性、発達の程度に応じて」云々という形でよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） では、9ページのちょうど中間の方からで「ウエート」の分ですね。この部分を文字の修正を行うということになります。

それから、11ページの上の表の下の3行目。「しかし」という文字が入っていますが、これを削除するというでよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） それでは、あとはよろしいですね。

以上の形で教育振興基本計画をこれまでいろいろ審議していただきまして、パブリックコメントについても特にコメントがなかったということがあって、前回の会議で回答を示したということでございます。この件につきましては、議案として今回上程させていただいておりますので、ここで委員の皆さんに議決をいただきたいと思いますが、まず質問は、質問というよりも文言の訂正、今の内容について賜ったわけですが、改めて大きな意味での質問、ご意見ございますか。どうぞ。

委員（後藤眞琴） 先ほど申し上げました15ページの「目標」。大綱との絡み合わせで、大綱はこれをもとにつくってあるので、文言がちょっと違っている部分があるので、どちらを優先したほうがいいのかということをおみんなで協議したほうがいいんじゃないかと思っておりますので、

今ここで議決しちゃうと後で訂正がきかなくなりますので。

教育長（大友義孝） そうですね。では、先生。

委員（後藤眞琴） 休憩をお願いします。

教育長（大友義孝） では、休憩いたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時14分

教育長（大友義孝） では、再開いたします。

美里町基本計画について策定でございますが、今言った文言の修正等がございましたけれども、これを修正していただきまして、全体的に意見を頂戴いたしました。それで、この部分について、議決でございますので、一応討論ということも用いなければなりません。討論ございませんね。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） それでは、採決というふうにさせていただきますが、この基本計画（案）のとおり承認してよければ挙手を求めたいと思います。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。

それでは、議案第28号 教育振興基本計画につきましては、原案、一部修正がありますが、可決賜りました。ありがとうございました。

それでは、休まなくていいですか。ちょっと休みますか。

では、少し休憩したいと思います。時間、5分か10分どちらかで。長くてもいいですし。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時23分

教育長（大友義孝） それでは、休憩を解いて再開をいたします。

日程 第16 議案第29号 美里町学校施設長寿命化計画の策定について

教育長（大友義孝） 日程第16、議案第29号 美里町学校施設長寿命化計画の策定についてを上程いたします。まず、この部分の説明を求めます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） こちらのほうも、先ほどの教育振興基本計画と同じように、昨年の12月まで協議を行ってきまして、そして1月、2月とパブリックコメントに付した内容でございます。

これにつきましては、10月、11月に2回に分けて、皆さんに原稿といいますが、計画案をお配りしてございました。こちらのほうをごらんいただければと思います。内容的には今年度何度か協議してきた内容のとおりでございます。

それで、これは12月にもお話ししたと思うんですが、今回この狙いは、中学校を除く小学校、それから南郷学校給食センターのそれぞれの施設の状況を確認するというのが一つと、それから老朽化の進行が著しい不動堂小学校と青生小学校、それから南郷学校給食センターの今後の建てかえを含めた大規模改修をどうすべきかというところを狙いとしているものでございます。

南郷学校給食センターについては、今後改修の内容を決めて、長寿命化計画にのせて、行う時期、事業費等を加えた上で実施していきたいという考えです。

それから、不動堂小学校と青生小学校につきましては、ここでおおむね大規模改修を行うということで、一般的な国の基準に平米単価を掛けた事業費等が積算されています。それで、おおむねそれぞれの学校の大規模改修で長寿命化を図った場合の事業費が出てございますが、これを2校とも行うのか、あるいは不動堂小学校だけを行うのか、その辺の結論めいたものは書いてございません。今後、現段階では教育委員会がお話ししている小学校については現状を維持していくと。その後、地域、地元の住民の皆さんとの意見の中から、このような統合の話が出てくれば統合を進めるという考えは、現在も教育委員会としてはその方針は変えてございませんので、一概に青生小学校を不動堂小学校に統合するのを前提に不動堂小学校の長寿命化を進めるんだという結論は書けないということにしております。

でございますので、61ページにあります検討ケース1、検討ケース2、これらの選択肢があるということを含めて、計画は一旦ここで、計画の策定作業は終わりにしたいという考えです。今後、できるだけ早い時期に、特に青生地区の住民の皆さんと話をしながら、今後の青

生小学校の学校制度について、しいては学校運営そのものについてどうあるべきかを、できるだけ早い時期に話し合いを進めていきたいという考えでございます。

この内容で、平成30年4月1日付で、一旦学校施設長寿命化計画を策定したいという考えでございます。以上でございます。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これまでも何度も、この長寿命化計画については協議をされてきました。それで、この部分についてもパブリックコメントを求めたんでしたよね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） はい。

教育長（大友義孝） それで、特にご意見はなかったということで、前回その回答文も確認させていただいたところでございます。今のところ、この長寿命化計画(案)でございますが、今の次長の説明のような形で、一応30年4月1日での計画ということにさせていただきたいと思っております。

ご質問、この場でもしございますれば、ご質問を頂戴しますが。

特になければ、討論も多分ないというふうに思いますけれども、そのとおりでよろしいですか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） では、この長寿命化計画の採決に入ります。

議案第29号 美里町学校施設長寿命化計画の策定について、原案のとおり可とする委員の皆さんについての挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。それでは、原案のとおり可決されました。

日程 第17 議案第30号 学校医の委嘱について

教育長（大友義孝） では次に、日程第17、議案第30号から、それぞれ委嘱、選任の部分に今度はなりますが、1つずつ進めさせていただきたいと思っております。

まず、日程第17、議案第30号 学校医の委嘱について、説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） では、私から、学校医の委嘱について説明を申し上げます。

こちらにつきましては、皆様のお手元に学校保健安全法の抜粋をお渡ししておりますけれど

も、こちらの学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条第1項及び同条第3項の規定により委嘱したいので、今回提案するものです。その第23条で、学校には、学校医を置くものとするとしてされておりまして、関連しますけれども、大学以外の学校には学校歯科医師及び学校薬剤師を置くものとする、3項で学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師、又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱するとされておりまして。

それで、それぞれこちらの一覧にある医師を学校医として委嘱したいので、今回提案するものでございます。

今回、委嘱を予定します医師の皆様につきましては、平成29年度に引き続き平成30年度においても委嘱するという内容になっております。なお、任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となります。

議案第30号につきましては以上です。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

この学校医の委嘱については、ただいま説明をいただいたとおりでございます。これまでも学校医がいなかったということではありません。改めて学校保健安全法に基づいて委嘱をさせていただきたいということでございます。

したがって、これは人事案件に該当する部分になりますので、討論は省かせていただきたいと思います。

議案第30号のご質問といっても、先生方の部分でございますので、ございますか、ご質問は。どうぞ。

委員（留守広行） 最後の涌谷国保病院の先生ですけれども、4月以降の勤務も確認されておられるのでしょうか。菅野先生。

教育長（大友義孝） 勤務体系ですね。事務局、どうですか。もしかしたら異動になるかもしれない。

委員（留守広行） あの方々は個人病院なので。これは国保病院の先生ですよ。その辺は。

教育総務課課長補佐（角田克江） 確認しているとは思いますが……。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 休憩もらってもいいですか。

教育長（大友義孝） では、休憩します。

休憩 午後4時34分

再開 午後4時42分

教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

ただいま留守委員から問い合わせのありました件につきまして、事務局のほうから報告をしていただきます。

教育総務課課長補佐（角田克江） 休憩いただきありがとうございました。

涌谷国保病院の菅野先生につきましては、平成30年度も勤務されるということでございます。

委員（留守広行） ありがとうございました。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、そのほかございますか。

各委員 「なし」の声あり

なければ採決させていただきます。

議案第30号 学校医の委嘱について、原案のとおりとさせていただきたいのですが、賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員です。では、原案のとおりということで承認いたしました。

日程 第18 議案第31号 学校歯科医の委嘱について

教育長（大友義孝） 続きまして、日程第18、議案第31号 学校歯科医の委嘱について、説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） 議案第31号 学校歯科医の委嘱についてでございますが、こちらにも議案第30号同様に、学校保健安全法に基づきまして、ここに記載しております歯科医師の方に、学校歯科医ということで委嘱をしたいので提案するものでございます。

また、任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

なお、今回委嘱を予定しております歯科医師の先生方は、平成29年度に引き続き平成30年度も委嘱するものであります。

説明につきましては、以上になります。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ご質問ございますか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） では、討論は省略させていただきまして、採決に移りたいと思います。

議案第31号 学校歯科医の委嘱について、原案のとおり賛成いただける委員の皆さんについて挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でありますので、学校歯科医の委嘱については原案のとおりということに可決いたしました。

日程 第19 議案第32号 学校薬剤師の委嘱について

教育長（大友義孝） 次に、日程第19、議案第32号 学校薬剤師の委嘱について上程いたします。事務局のほうの説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、私のほうから説明を申し上げます。

議案第32号 学校薬剤師の委嘱についてでございますが、学校保健安全法に基づきまして、こちらに記載の薬剤師の方に学校薬剤師として委嘱したいので提案するものでございます。

なお、任期につきましては平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間です。

今回、委嘱を予定しております薬剤師の方につきましては、平成29年度に引き続き平成30年度においても委嘱するものであります。

説明は以上になります。

教育長（大友義孝） ただいま説明をいただきましたが、ご質問ございますか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） ありませんね。ありがとうございます。

では、討論を省略させていただきまして、採決に移ります。

議案第32号 学校薬剤師の委嘱について原案のとおりとしたいと思いますが、賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でありますので、原案のとおり可決されました。

日程 第20 議案第33号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について

教育長（大友義孝） 次に、日程第20、議案第33号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱についてを上程いたします。事務局の説明をお願いします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、議案第33号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について説明いたします。

グループリーダーにつきましては、美里町学校事務支援室運営規程に基づきまして委嘱するものでございます。今回委嘱するのは、不動堂小学校の市川仁一事務長です。不動堂小学校総括主幹兼事務長兼美里町学校事務支援室総括主幹として、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの任期として委嘱をするものです。

委嘱の理由につきましては、美里町学校事務支援室の運営及び業務を円滑に行うため、平成29年度に引き続き平成30年度においてもグループリーダーを委嘱するものでございます。

説明につきましては以上になります。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、ご質問ございますか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） なければ、討論は省略させていただきまして、採決に移りたいと思います。

議案第33号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について、原案のとおりとさせていただきますたいのですが、賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございますので、議案第33号は可決されました。

日程 第21 議案第34号 美里町学校教育専門指導員の選任について

教育長（大友義孝） 日程第21、議案第34号 美里町学校教育専門指導員の選任についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、議案第34号 美里町学校教育専門指導員の選任について説明をいたします。

現在の美里町学校教育専門指導員 岩淵 薫先生は、平成30年3月31日をもって任期満了となります。そのため、美里町学校教育専門指導員設置規則第2条の規定によりまして、後任として木田真由美先生を美里町学校教育専門指導員に選任したいので、今回提案するものでございます。

なお、木田真由美先生につきましては、現在小牛田小学校の校長先生でございまして、3月31日をもって退職となります。

学校教育専門指導員の任期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となります。

説明は以上になります。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

この件につきまして、ご質問ございますか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） ないようでございますので、人事案件につき討論は省略させていただきます。

採決に移らせていただきます。

議案第34号 美里町学校教育専門指導員の選任について、原案のとおりとしたいので、賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第34号につきましては、原案のとおり可決をいただきました。ありがとうございました。

日程 第22 議案第35号 美里町青少年教育相談員の選任について

教育長（大友義孝） 続きまして、日程第22、議案第35号 美里町青少年教育相談員の選任についてを上程させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、議案第35号 美里町青少年教育相談員の選任について説明を申し上げます。

美里町青少年教育相談員 齋藤忠男氏は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますが、美里町青少年教育相談員設置要綱第2条及び第4条の規定におきまして、再任を妨げないとなっております。よって、平成29年度に引き続き平成30年度も美里町青少年教育相談員として選任したいので、今回提案するものでございます。

任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となります。

説明につきましては以上です。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、ご質問ございますか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） なければ、討論を省略させていただきまして採決させていただきます。

議案第35号 美里町青少年教育相談員の選任について、原案のとおりとさせていただきたいので、委員の皆様方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第35号につきましては、原案のとおり可決賜りました。ありがとうございました。

日程 第23 議案第36号 美里町特別支援教育専門員の選任について

教育長（大友義孝） それでは、日程第23、議案第36号 美里町特別支援教育専門員の選任についてを上程させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、議案第36号 美里町特別支援教育専門員の選任について説明を申し上げます。

現在、美里町特別支援教育専門員 忽那正範氏は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますが、特別支援教育専門員設置規則第2条及び第5条の規定によりまして、再任を妨げないとされておりますので、平成29年度に引き続き、忽那正範氏を美里町特別支援教育専門員として再任したいので、このたび提案するものです。

任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間です。

説明につきましては以上です。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ちょっとこれ、経歴を確認していただきましたか。

教育総務課課長補佐（角田克江） はい。忽那先生の経歴につきまして、涌谷町立涌谷中学校の校長が平成24年4月1日から平成27年3月31日までと、平成27年4月1日から平成28年3月31日までと分かれています。これにつきましては、涌谷中学校と籠岳中学校が統合し、平成27年4月1日から新たな涌谷中学校ということになりましたので、名前は涌谷中学校と変わりはないんですが、履歴を別に記載しているという内容になります。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。涌谷中学校、学校再編中学校ということですね。そのたびに変わるということなんです。これだけを見ると24年から28年まで同じように見えるので、違いはそこにあるということをご理解いただきたいと思います。

ご質問ございますか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） なければ、討論を省略させていただきます。採決に入らせていただきます。

議案第36号 美里町特別支援教育専門員の選任について、原案のとおりとさせていただきますので、委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第36号につきましては、原案のとおり可決賜りました。

協議事項

日程 第25 美里町教育大綱（案）の策定について

教育長（大友義孝） 次に、協議事項にまず入ることになりますね。議案第37号は秘密会報ということにさせていただきますので、協議事項の日程第25、美里町教育大綱（案）の策定についてを上程させていただきます。

この件につきまして、先ほどいろいろとご議論いただいたところでございますが、事務局のほうから説明をまずいただきたいと思います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 美里町教育大綱（案）につきましては、平成29年、

昨年の2月だったと記憶しておりますが、町長のほうから案が提示されまして、それに対する意見を求めるということで、教育委員会のほうに照会といいますか、総合教育会議の中で問いかけられました。その内容を教育委員会にて確認したところ、現在の総合計画、総合戦略、これは平成28年の4月から始まった計画ですが、そちらのほうの内容の骨組み部分、項目部分を抜き出した形だけで編成されているという内容でございました。

しかし、教育委員会としましては、当時の総合計画、総合戦略を策定する場合に、各課の中で協議を十分されずに作成せざるを得ない状況だったということで、もう一度しっかりと協議をし直そうということになりました。それで、教育基本法に定めている市町村、教育委員会が定める教育振興基本計画、基本的な方針を定めたのですが、その教育振興基本計画の作成とあわせて教育大綱をつくりましょうという話し合いを経まして、教育振興基本計画を作成し、その教育振興基本計画をもととした教育大綱案を作成するという流れできました。

それで、教育振興基本計画がある程度原案、さらには本日その計画の内容が可決されたということで決まりましたので、それに基づき教育大綱、美里町の主な教育の体系といいますか、大枠のアウトラインといいますか、それらを定める教育大綱の案を教育振興基本計画の項目から抜き出して、学校教育と生涯学習、社会教育の2つに分けまして、それぞれの分野における個別分野を定め、個別分野ごとの目標と方向性と施策を記述して、教育大綱としようという考えを持ってございます。

先ほどの教育振興基本計画の中でも話を申し上げましたように、教育振興基本計画とこれはきちんと突合した中で合っているというのが基本でございますので、その中で合っていない部分、あるいは表現的に好ましくない部分がございますならば、ご意見をいただきながらこの教育大綱の案を協議し、進めていきたいと。教育委員会の案として作成し、これを町長のほうに提出していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

内容については、教育振興基本計画からの抜き出しで、学校教育、それから生涯学習、社会教育の2つの分野について大きな目標を定め、それぞれの分野における個別分野の目標、方向性、施策を教育振興基本計画から抜き出して並べたものでございますので、説明は省略させていただきます。

それで、先ほどの話も言ったほうがいいですか。事務局でやりますか。

教育長（大友義孝） ええ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 先ほど、教育振興基本計画と照らし合わせをしている中で気づいた点について、修正をお願いしたいと思ひます。

教育大綱の1ページ目の第1章学校教育の中の2番目、個別分野の目標・方向性・施策の中で、(1)学力向上の中の目標ですが、これが教育振興基本計画の15ページに記載されている内容とやや表現が食い違ってございます。この表現を見ますと、教育振興基本計画のほうがすっきりと書かれていると。教育大綱のほうで若干違った文言で表現していますが、少しくどいところもございますので、教育振興基本計画の15ページの「児童生徒の一人ひとりが学ぶ大切さを知り、自ら学び、課題を発見する力と解決する力を身につける」というふうに修正をお願いしたいと思います。

それから、教育大綱(案)の2ページの同じく第1章学校教育の大きな2の個別分野の目標・方向性・施策の中の(2)心の教育の中の方向性の記述、2ページの1行目、2行目でございますが、こちらのほうにつきまして、「自己の優れた能力に気づかせ、互いの能力と個性を認め合うことを知る能力を身につけさせる」と。この表現が少しくどく表現していますので、次のように直させていただきたいと思います。「自己の優れた能力に気づき、互いの能力と個性を認め合う能力を身につけさせる」と。こちらで、先ほどの教育振興基本計画でも修正がされましたように、そのように教育大綱でも修正をさせていただきたいと思います。

それから、教育大綱の第2章の社会教育・生涯学習の目標のところの説明書きが、段落構成をしていながら一文字下がっていなかったりとか、そういった編集上の細かい過ちというのがたびたび見受けられるところがございますが、そちらのほうにつきましては気づき次第、事務局のほうで修正させていただければというふうに思います。

このような形で教育大綱を作成し、町長のほうにこのような案でいかがかということで回答を申し上げ、場合によっては教育委員会のほうから総合教育会議の開催を求めていくという方向にしてはいかがかというふうに考えてございますので、ご協議をいただきますようよろしく申し上げます。

教育長(大友義孝) ありがとうございます。

ただいま教育次長の説明でございました。おおむねこれまで協議されてきた内容が大体そろってきたということで、ただいまの提案のとおり、今後は総合教育会議のほうで協議していくことになろうかと思えます。

こういった案で示してまいりたいと思いますが、皆様どうでしょうか。協議事項でございますので、このとおりに進めてよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

教育長(大友義孝) それでは、時期を見て、総合教育会議のほうに提案申し上げてまいりた

いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、協議事項の日程第25、美里町教育大綱（案）については、私のほうでは「案」は取れた形なのですが、総合教育会議のほうでの協議ということに持っていきたいと思ひます。

委員（成澤明子） すみません。これは、もう今日で終わりなんですか。継続ですか。

教育長（大友義孝） いや、まだ継続していきます。いずれにせよ、これが教育総合会議のメーンの協議にもなると思うんですね。教育委員会が一応たたき台をつくった形にはなるうかと思うんですが、それが果たして町長部局のほうの考え方と一致すれば大綱ということになるんでしょうけれども、まだ協議は続くということでございます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 次回、文言等を修正したものをもう一度お示ししたいと思ひています。もし、その途中でまたお気づきのところがありましたら教えていただけましたら、その際また直して出させていただきますので、よろしくお願ひします。

教育長（大友義孝） 教育次長の説明のとおりにさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） すみません、休憩をお願ひいたします。

教育長（大友義孝） 休憩いたします。

休憩 午後5時06分

再開 午後5時10分

日程 第26 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

教育長（大友義孝） それでは、再開をいたします。

協議事項、日程第26、基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について、これから協議を進めていただきます。まず、説明をお願ひいたします。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それでは、私のほうからご説明申し上げます。

その中のいじめ・不登校については、生徒指導に関する報告の後でお話ししたいと思ひます。齋藤のほうから申し上げます。

それでは、私のほうからは、今資料を差し上げました。1、2、3、4、5つになるんでしょうか。1つは、高校入学選抜結果状況です。次に学力状況調査の正答率経年変化表です。それから、市町村教育委員会との連携による学校サポート事業についてというのが1つ。それが

ら、年間行事予定表、保育所、幼稚園、小中学校。それから、各園便りとか、小中学校便りです。行事予定表と園便り関係は、後でゆっくりごらんいただきたいと思います。最初のほうの3つについてお話し申し上げます。

高校入学選抜結果です。訂正がございます、すみません。古川工業、合格者計18になっていますが、19です。それから、最後の小計のところです。小牛田中学校の女子のところ。下が27になっていますが、28になります。また、18番の塩釜高校のところの女子のところに1を加えてください。以上でございます。

本町の場合、小牛田農林に行った子供が一番多かったという結果になっております。その次が古川高校でしょうか。そして、涌谷というようなことで進学しております。各学校、中学校とも高校浪人はなしということで、全員何らかの形で高等学校に進学、あるいは高等部に進学ということになっております。これについては、以上でございます。

次に、全国学力・学習状況調査の平均正答率経年変化表というところをごらんください。

まず、表が小学校の部分でございます。29年のところを見ていただいて、網かけになっているところは5ポイント以上の差があるところということで、今回小学校のほうで5ポイント以上の差ができたということになります。27年、28年、26、27年あたりはよかったんですけども、このところ、これは国語のBですね。それから、算数もBのほうがよろしくないという結果でした。

それから、裏、中学校をごらんください。中学校のほうは、比較的今回よかったということになります。中学生は体力はぐっと落ちますけれども、学力のほうは少しずつ、全国、県との平均差が幾らか縮まったのかなというふうに思っております。この調子で頑張ってもらえればと思います。

それで、これについては以上ですけれども、その次の学校サポート事業というのをごらんください。ホチキスどめのやつですけれども。

市町村教育委員会の連携による学校サポート事業についてということで、新年度から、宮城県総合教育センターの指導を得ながら、教育委員会が主導して子供の学力向上を図っていこうという事業でございます。それで、実は県内の教育委員会、12教育委員会ぐらいしか30年度はできませんというような話だったわけなんですけど、申し込みましたら、もしかしたら外れるのかなと思いましたが、内定という通知をいただきましたので、新年度に取り組むということになります。

それで、どういう取り組みをするかということになるんですが、最後の年間サポート計画と

いうのをごらんください。課題として、C R T並びに全国学力状況調査の結果から、国語では説明文を読み取ることや、書く、話すなどの表現活動を苦手としていることが判明しております。算数・数学においても、自分の考えを表現することを苦手としている児童生徒が多いということです。それから、児童生徒の多くは家庭学習に取り組んでおります。それから、教師は指導法の研修に取り組んでおりますが、結果として数値に反映されていないと、成績としてあらわれてこないということが問題だというふうに考えております。

実は、子供は家庭勉強をやっていますとアンケートに答えているんです。それから、学校でも宿題を出したりして一生懸命家庭学習にも力を入れていますというふうに答えてはいるんですが、一方それが効果をあらわしていない。つまり、子供たちはやったつもり、それから先生方は教えたつもりになっているのではないかというように考えました。それで、つもりではダメなので、きちんとどんなところをどういうふうに学習したらいいのか、家庭学習については宿題を中心にきちんと見守っていく、指導していく必要があるだろうということで、そういったことに関して指導をいただきたいなということで考えております。

それで、改善の方向性なんですが、目指す児童生徒の姿として、感じたことや読み取ったことをもとに考えたことを表現できる児童生徒。特に、中学校とか、算数科でも説明ができない。どうしてそうなるかとか、そういった表現活動になってくると、算数でも当然表現活動が入ってきますので、そういったことがうまくできないと。それから、問題文が何を捉えているかが理解できないというお子さんがいるようなことなので、算数だけじゃなくやっぱり国語も必要だろうということで、今回は国語と算数、2校ずつ中心にご指導をいただくということに考えております。

それで、学校はどこかという、小牛田中学校区ということで、小牛田中、小牛田小、中埜小、北浦小の4項を想定しているといいますが、決定しております。それで、今学校訪問の訪問指導をする日の希望日をそこに挙げてもらったのを書いておりますが、調整中でございますので、指導主事訪問以外にこれでも訪問指導を受けて、先生方の指導力を高めていくということと取り組んでいきたいなというふうに思っております。

私からは以上でございます。

教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今、説明をいただきました。委員の皆さんから何かご質問、ご意見ございますれば、この場でお願いしたいと思いますが、どうぞ。

委員（後藤眞琴） 年間サポート計画のところ、これは最初から対象校、中学校区単位で、

小牛田中学校区1つだけを申し込んだわけですか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） そうです。

委員（後藤眞琴） ほかは、申し込みは。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 何年かにわたってありますので、実は今年、29年度が南郷中学校区で似たような、これとは違うんですけども、学校サポートプログラム事業という同じような内容で取り組んでいました。それで、南郷中学校区については、南郷小と南郷中とで先生方が一緒に研修会をしたり、授業を見せ合ったりということで、非常に効果が出ております。それで、ぜひ小牛田中学校区、ちょっと低迷しているといいますが、前に結果をお渡ししたのでごらんになったかと思うんですけども、低迷している様子がうかがえるので、ぜひ新年度は小牛田中学校区を入れると。また、その次の年、再来年度は不動堂中学校区を考えております。

委員（後藤眞琴） 質問なんですけれども、算数、数学においても自分の考えを表現することを苦手としていると。算数、数学において自分の考えを表現するというのは、これは例えばどうということですか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 例えば、問題文を読んで式を書きますね。その式はどのようにしてそういう式になったのと聞かれたときに、答えられないんですね。簡単に言えばそういうことなんです。そして、自分の考えを相手にわかるように伝えることがうまくできないと。語彙不足とか、表現の仕方がよくわからないということがあられるようです。

委員（後藤眞琴） 例えば、その式は合っているのですか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 合っている場合もあるし、間違っている場合もあるんですけども。

委員（後藤眞琴） 合っている場合にも、説明ができないと。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） つまり、どういうことなのと聞かれたときに、まとめて言えないというのかな。そういうような傾向があります。

委員（後藤眞琴） 国語のほうも大いに関係がありますね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） そうなんです。それで、今回は国語と算数・数学を取り組みますので、中学生の先生方は小学校の国語を見てもらいますし、算数も見てもらおうと、授業参観をしてもらう。そして話し合いを進めていくような研修をしたいということになりました。

委員（後藤眞琴） ありがとうございます。

教育長（大友義孝） そのほかありませんか。

各委員 「なし」の声あり

教育長（大友義孝） それでは、日程第26の基礎学力向上、いじめ・不登校対策等については後ほど齋藤先生のほうから頂戴するということにさせていただきたいと思います。

それでは、これより、その他に入って2つほどあるんですが、このまま秘密会のほうに入らせてもらってよろしいですか。岩淵先生、齋藤先生もお待ちになっているようですので、大変申しわけございません。傍聴者の皆さんも今、おりませんので、ここで次に秘密会にさせていただきます。

【秘密会】

その他

日程 第27 小中学校入学式及び幼稚園入園式について

教育長（大友義孝） 続きまして、その他の日程の中の日程第27の小中学校入学式及び幼稚園入園式がございます。こちらのほう、説明をお願いしたいと思うんですが、今日は割り当て表を配っているんですね。

教育総務課課長補佐（角田克江） はい。それでは、平成30年度の小中学校入学式及び幼稚園入園式についてということで、委員の皆様には割り当てということで、案ですけれども、事前にお渡ししております。

町出席者につきましては、内示が出たのが20日でしたので、まだ決まっていないということで、先に教育委員会側で出席者のほうを決めていくということになります。あくまでもこちらは案ということでお示しするものですので、例年同じ学校に行っているのに違う学校にも行ってみたいですか、あるいは日程の関係で都合が悪いという委員さんがいらっしゃいましたら、この場で調製をお願いしたいと思います。

教育長（大友義孝） 4月9日の日が午前と午後に分かれて、小学校、中学校とございますけ

れども、委員の皆様方には出席をこのような形でお願いしたいというのが事務局の案でございます。この日に都合が悪いという委員さんはいらっしゃいますか。9日、10日と。大丈夫ですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） 場所は、ここに行きたいというところは、特にはありませんね。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） では、このような形で、小学校も中学校も幼稚園も進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、ご挨拶の部分については、後ほどお渡ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程 第28 平成30年4月教育委員会定例会の開催日について

教育長（大友義孝） では、続きまして日程第28、平成30年4月教育委員会定例会の開催日についてということでございましたが、教育委員会の定例会の日時を4月24日午後1時30分からこの場所ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、4月24日午後1時30分からこの場所ということに決めさせていただきました。

その他、よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

教育長（大友義孝） では、以上で今日の30年3月教育委員会定例会を終了させていただきたいと思います。

ちょっと長時間になり過ぎましたが、大変ご迷惑おかけいたしました。ありがとうございました。

午後6時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 角田克江が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____